# 令和7年度

# 会計年度任用職員募集一覧

町では、会計年度任用職員の登録を行っています。 選考方法は登録者の中から面接などにより行います。



## 【登録期間】

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 【応募方法】

- 町指定の申込書にご記入の上、総務課職員係に提出してください。提出方法は持参・郵送は問いません。
- 登録は随時受け付けています。

#### 【応募に関して】 (ご一読ください)

次ページからの募集職種は、表紙右上の日付時点でのものとなります。職種の追加もしくは取り下げになる場合がありますので、予めご了承ください。 (万が一取り下げになった場合には、こちらからご連絡を差し上げますので、第2希望以下の職種への変更をお願いさせていただきます。)

#### 【その他】の部分について

#### • 社会保険

【共済組合(健康保険分)・厚生年金】

以下の4つの条件全てに該当する会計年度任用職員については、共済組合(健康保険分)・厚生年金に加入することになります。

- ①週の所定労働時間が20時間以上であること
- ②報酬の月額が8.8万円以上であること
- ③任用の期間が2か月以上見込まれること
- ④学生でないこと

#### 【雇用保険】

雇用保険の加入要件は、週20時間以上の勤務で、任用期間が31日以上(見込み)である方が加入対象です。さらに失業給付を受けるためには、任期満了による場合は、離職日以前1年間の被保険者期間が6月以上、自己都合の場合は、離職日以前2年間の被保険者期間が12月以上であることが必要です。

#### - 當与

以下の条件を満たす場合には年に3回期末手当、2回勤勉手当が支給されます。

- ①週の勤務時間が15.5時間以上あること
- ②任期が6か月以上あること
- ③基準日(6月1日、12月1日、3月1日(期末手当のみ))に在職していること
- ※ただし、任用調書上は週の勤務時間が15.5時間以上になっていても、欠勤等の事情により、実務時間の 週平均が15.5時間未満の場合には支給されません。
- ※学期雇用などで1回の任期が6か月に満たない会計年度任用職員は任期の更新などで任期が6か月に達した場合に支給されます。

#### • 有給休暇

任用期間中の勤務日数に応じて年次有給休暇が付与されます。また、再度の任用、任期の更新となった場合に継続勤務1年ごとに、毎年度年次有給休暇を付与します。

#### - 健康診断

1週間の所定労働時間が19時間以上の方が対象です。

#### • 通勤手当

交通用具を使用し、自宅から勤務地までの距離が2km以上ある場合又は公共交通機関を使用し、通勤をしている方には通勤手当(通勤に係る費用弁償)が支給されます。

#### 条件付採用期間

採用は面接や以前の勤務実績による「選考」に基づく正式採用であるため、条件付きの採用となります。

条件付き採用の期間は1か月です。(実際の勤務日数が少ない場合には、勤務日数が15日に達するまで条件付採用期間が延長されます。)

条件付採用期間中は地方公務員法上の職員の権利が制限されます。具体的には身分保障(法律・条例に定めた理由以外で、会計年度任用職員の意に反して、降任・免職・休職・降給されない)が適用されず、不利益な処分を受けても不服審査請求することができません。

#### 身分保障と服務

会計年度任用職員は1か月の条件付採用期間を除き身分保障規定が適用されます。

一方で会計年度任用職員には地方公務員法の「服務」に関する各規定も適用されます。「服務」とは、職員が勤務内外で、全体の奉仕者として負う責任一般のことです。 「服務」の内容は、具体的には、①服務の宣誓、②法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、③信用失墜行為の禁止。

「服務」の内容は、具体的には、①服務の宣誓、②法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、③信用失墜行為の禁止、 ④守秘義務、⑤職務専念義務、⑥政治的行為の制限、⑦争議行為等の禁止、⑧営利企業への従事等の制限です。⑧営利企業 への従事等の制限について、会計年度任用職員は適用されていないため、自由に報酬を得て兼業をすることが可能です。た だし、信用失墜行為の禁止、職務専念義務や守秘義務等の服務規程がかかっている関係から、事業に関する報告を求められ た場合は、その限りにおいて従う必要があります。

上記①から⑦それぞれの服務規程に違反した場合は、懲戒処分の対象となります。

◎ その他ご不明点は、総務課職員係(042-557-7492)にお問合せください。

### 一般事務員・保健師(産休・育休代替)

### 【時給】1,230円 (保健師の場合は2,000円)

#### 【仕事内容】

事務補助、パソコンを使った作業、窓口対応、電話受付、各種関係機関への出張など (保健師は保健指導、母子保健業務に関する事務など)

#### 【任用期間】

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間中で、 欠員等により臨時的に職員が必要となる期間

#### 【資格要件】

- 普通自動車運転免許
- ・パソコン作業に問題がない方
- ・保健師免許 (保健師の場合のみ)

#### 【勤務時間】

月曜日〜金曜日のうち週4〜5日程度 午前8時30分〜午後5時のうち5〜7.5時間程度 うち休憩時間60分 超過勤務は原則なし

#### 【勤務場所】

瑞穂町役場、ほか町内施設など (保健師の場合は瑞穂町保健センターなど)

#### 【その他】

社会保険・賞与・有給休暇・健康診断・通勤手当あり ※要件を満たす方のみ。

【問合わせ先】

総務課職員係

042-557-7492

保健師	【時給】2,300円
【仕事内容】	

母子保健における育児相談・保健指導業務、乳児家庭全戸訪問業務(乳幼児健康診査、育児相談、家 庭訪問など)

【任用期間】 令和7年4月1日~令和8年3月31日

#### 【資格要件】

- 保健師免許
- ・普通自動車運転免許

#### 【勤務時間】

【勤務場所】

月曜日〜金曜日 月3〜5日程度 1回概ね3時間30分 ※勤務内容・勤務時間は応相談

瑞穂町保健センター 瑞穂町内

#### 【その他】

通勤手当あり ※要件を満たす方のみ。

【問合わせ先】 子ども家庭センター課母子保健係 042-557-5098

## 母子保健コーディネーター

【時給】2,000円

#### 【仕事内容】

妊産婦・乳幼児の養育者の相談支援、サービスの斡旋、調整業務(電話対応・面談・家庭訪問など)

【任用期間】

令和7年4月1日~令和8年3月31日

【資格要件】

- ・保健師免許または助産師免許
- ・普通自動車運転免許

【勤務時間】

【勤務場所】 月曜日~金曜日のうち月16日 午前9時~午後5時の7時間 瑞穂町保健センター

うち休憩時間60分

超過勤務あり

瑞穂町内

【その他】

社会保険・賞与・有給休暇・健康診断・通勤手当あり ※要件を満たす方のみ。

【問合わせ先】 子ども家庭センター課母子保健係 042-557-5098

## 母子保健ワーカー

【時給】2,000円

#### 【仕事内容】

妊産婦・子育て家庭の相談支援(ケースワーク)、要支援者への対応(面談・訪問・電話)、関係機関 との調整、その他子育て世代包括支援センター業務に係る事務等

【任用期間】

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

#### 【資格要件】

社会福祉士または精神保健福祉士、普通自動車運転免許

## 【勤務時間】

【勤務場所】

月曜日~金曜日のうち週3日程度 午前9時~午後5時 うち休憩時間60分 ※勤務時間・日数は応相談

超過勤務あり

瑞穂町保健センター

【その他】

社会保険・賞与・有給休暇・健康診断・通勤手当あり

※要件を満たす方のみ

子ども家庭センター課母子保健係 042-557-5098 【問合わせ先】

介護認定調査員

【時給】1,550円

【仕事内容】

介護保険制度における訪問調査、介護認定審査会準備、その他介護保険制度に関する業務

【任用期間】

令和7年4月1日~令和8年3月31日

【資格要件】

• 普通自動車運転免許

· 介護支援専門員免許

【勤務時間】

【勤務場所】

月曜日~金曜日のうち週4日

午前8時30分~午後5時15分の7時間45分

うち休憩時間60分 超過勤務あり 瑞穂町役場

町内・町外の訪問調査場所

【その他】

社会保険・賞与・有給休暇・健康診断・通勤手当あり

※要件を満たす方のみ。

【問合わせ先】

高齢者福祉課介護支援係

042-557-0594

## 教育相談室専任相談員

【時給】2.100円

【仕事内容】

児童・生徒、保護者等からの教育上の相談

【任用期間】

令和7年4月1日~令和8年3月31日

【資格要件】

臨床心理士資格・公認心理師資格または臨床発達心理士資格

【勤務時間】

【勤務場所】

月曜日~金曜日のうち週4日午前8時~午後6時15分の間の

午前8時~午後6時15分の間の7時間45分 うち休憩時間60分

超過勤務あり

|教育相談室 |町内小・中学校

【その他】

社会保険・賞与・有給休暇・健康診断・通勤手当あり

※要件を満たす方のみ。

【問合わせ先】

教育指導課教職員係

042-557-7058

## 一般事務員(産休・育休代替)

【時給】1,230円

#### 【仕事内容】

事務補助、パソコンを使った作業、窓口対応、電話受付、各種関係機関への出張など

【任用期間】 令和8年3月31日までの期間中で、

欠員等により臨時的に職員が必要となる期間

【資格要件】

·普通自動車運転免許

・パソコン作業に問題がない方

【勤務時間】

【勤務場所】

月曜日〜金曜日のうち週4〜5日程度 午前8時30分〜午後5時のうち5〜7.5時間程度 うち休憩時間60分 超過勤務は原則なし

瑞穂町役場、 ほか町内施設など

【その他】

社会保険・賞与・有給休暇・健康診断・通勤手当あり

※要件を満たす方のみ。

【問合わせ先】

総務課職員係

042-557-7492